

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はくさん福祉会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときには、別表1(1)により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。

(役員勤務報酬)

第4条 役員が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1(2)により報酬を支払うことができる。

(理事長勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、理事長に対しては年間を通じて2分の1程度勤務する場合は、別表1(3)により月額報酬を支払うことができる。
2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る報酬は、支払わないものとする。

(報酬の支払)

第6条 報酬は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込むものとする。
2 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、翌月11日支払う。ただし、支払日が土、日曜日、祭日の場合は、その前日に繰り上げて支払う。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため出張する場合は、当福祉会の旅費規程を適用する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成23年6月1日より適用する。

別表 1

(1)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	(日額) 5, 0 0 0 円

(2)

名 称	報 酬
役員業務報酬	(日額) 5, 0 0 0 円

(3)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	(月額) 8 0, 0 0 0 円

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はくさん福祉会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したときには、別表1(1)により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第3条の報酬は支払わないものとする。

(評議員の勤務報酬)

第3条 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1(2)により報酬を支払うことができる。

(報酬の支払)

第4条 報酬は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込むものとする。
2 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、翌月11日支払う。ただし、支払日が土、日曜日、祭日の場合は、その前日に繰り上げて支払う。

(出張旅費)

第5条 評議員が法人業務のため出張する場合は、当福祉会の旅費規程を適用する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

(1)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬	(日額) 5, 0 0 0 円

(2)

名 称	報 酬
評議員業務報酬	(日額) 5, 0 0 0 円